

1. 安全衛生管理の基本

1.1 安全衛生管理を進める上でのポイント

事業者の責務として、安全衛生管理を進める上で実施しなければならない基本的な事項（**労働安全衛生法のきまり**）を表 1 に示します（一部、労働者が順守すべき事項も含まれています）。

表 1 は基本的な内容であり、他にも法令上実施しなければならないことはたくさんありますので、詳細な内容は、労働安全衛生法やその他安全衛生に関する法令などを確認してください。

表 1 安全衛生管理を進める上でのポイント

No.	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
1	事業者による基本的責務	事業者は労働者の安全と健康を確保すること	事業者の最も基本的な責務です 「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれます	第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)
2	労働者による遵守	労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守ること	「労働者」の義務です	
3	管理者・推進者等の選任	事業者は安全衛生の管理や推進の中心となる人を決める	事業規模や業種に応じて、「安全管理者」「衛生管理者」「安全衛生推進者」「産業医」などを置きます (⇒P 14)	第 3 章 安全衛生管理体制 (第 10 条～第 19 条の 3)
4	委員会の設置	事業者は、安全衛生に関して審議を行い、意見を聞く場を設ける	事業規模や業種に応じて、「安全委員会」「衛生委員会」などを設けます (⇒P 16)	

No.	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
5	事業者による危険防止措置	事業者は、設備や作業などにより労働者が危険な目にあったり、ケガや病気をすることがないように、防止措置をとる	施設、設備、機械に必要な危険防止、健康障害防止措置をとることが必要です (⇒P 41、50、51、55 など)	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第20条～第36条)
6	労働者の遵守	労働者は事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る	労働者の義務です	
7	教育の実施	事業者は労働者に安全衛生教育を行う	「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれます (⇒P 19、31)	第6章 労働者の就業に当たっての措置(第59条～第63条)
8	健康の保持増進の措置	事業者は作業環境測定、作業の管理、健康診断等の実施により、労働者の健康保持・増進を行う	法令で定められた業務を行う作業場について、作業環境測定を行い記録を保管することが必要です。 (⇒(社)日本作業環境測定協会 http://www.jawe.or.jp/)	第7章 健康の保持増進のための措置(第65条～第71条)
			事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行うことが必要です。また、定期健康診断を年に1回以上行うことが必要です (⇒P 55)	
			有害業務に従事する労働者に対し、配置換えの際および半年に一回以上、特殊健康診断を行うことが必要です (⇒(社)全国労働衛生団体連合会 http://www.zeneiren.or.jp/)	

1.2 労働災害が事業者にもたらすもの

安全衛生管理・活動を怠り、労働災害が発生すると、以下のようなさまざまな処罰・負担が発生する可能性があります。

被災者・遺族から、損害賠償を請求されることがあります。労災保険は慰謝料や損害の全てをカバーしていないため、労災保険給付を超える損害は、民事上の損害賠償の責任が問われます。

<事業者が問われる責任>

- ・ 不法行為責任
- ・ 安全配慮義務違反 など

判例: プレス加工の作業に従事していた女性パートタイマーに、右手第二・第三指を第二関節から切断する事故が発生した。会社に安全配慮義務違反があったとし、954万7725円の支払を命じた。
(横浜地裁 昭和53年(ワ)1698号)

労働安全衛生法違反、労働災害発生の危険が切迫している場合は、**機械設備の使用停止や作業停止**などの行政処分を受けることがあります。また、**官庁からの取引停止(指名停止)**などの行政処分を受ける可能性もあります。

損害賠償

不法行為責任・安全配慮義務違反による損害賠償

刑事罰

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

労働災害の発生
↓
大きな損害の発生

行政処分

作業停止・使用停止等の
行政処分

社会的な信用低下

企業の信用低下
存在基盤の喪失

労働安全衛生法第119条

(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- ・ 特別教育を行わなかった場合
- ・ 作業環境測定を行わなかった場合 など

労働安全衛生法第120条

(50万円以下の罰金)

- ・ 総括安全衛生管理者、安全・衛生管理者、産業医などを選任しなかった場合
- ・ 安全・衛生委員会を設けなかった場合
- ・ 安全衛生教育を行わなかった場合 など

刑法第221条

(5年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金)

- ・ 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合

直接コスト

「損害賠償」に記載した被災者・遺族への補償、原因調査や設備改善などにコストが発生します。

間接コスト

さらに、各種報道などにより公になると、企業の信用低下、取引先からの取引停止、売上減少、人材確保が困難になることも考えられます。

直接コストは間接コストの4倍にもなるといわれています。

1.3 安全衛生活動により事業者が得られるもの

一方で、安全衛生活動に取り組むことで**プラスになる面が多数あります**。

労働者のモチベーションが向上します

良好なコミュニケーションで職場が明るくなり、労働者のやる気向上が期待できます。また、労働者の意見を活かして、作業や職場環境の改善活動を行うと、より積極的に仕事に取り組む姿勢が生まれるでしょう。



生産性が向上します

作業環境の改善や整備により、段取り作業が短縮できたり、工具を探す手間がなくなって、作業の効率化、生産性の向上が期待できます。



コストを削減・抑制できます

災害が発生したり、ヒヤリ・ハットが発生すると、作業が中断したり遅れたりすることで無駄なコストが発生します。こういったコストの発生を削減・抑制することができます。

コラム： 安全衛生活動でこんな良いことがあった！（事業者の取組事例）

- ・ 安全性が上がると生産性が上がる
経営層の考え方として、**安全性が上がると生産性が上がる**（実際にそうなっている）ため、安全に関しては、先行投資という考え方があり、改善活動に経営資源をしっかりと投入している。
- ・ ムダをなくせば組織が変わる（⇒P37）
業務の流れを明確にして、工場内の製造装置の配置を見直すことで、これまでは部品が工場内を何度も行ったり来たりしていたものが、一方通行で流れるようになり、**大幅に業務効率が向上した**。
- ・ OHSMS（労働安全衛生マネジメントシステム）でコンプライアンス意識が向上
労働安全衛生マネジメントシステムを導入。導入時に、業務および業務に関わる規制などの棚卸しを行って、整理した。これに伴い、**安全衛生をはじめとしたコンプライアンス意識が向上した**。

